

丹波東部(竹田川流域圏) 地域総合治水推進計画(素案)

説明資料

総合治水推進計画(素案)の構成

項目	総合治水条例 推進計画に定める事項		丹波東部地域総合治水 推進計画の目次
流域概要	—		第1章 計画地域の概要
方針・目標	①総合治水の基本的な 目標に関する事項	—	第2章 総合治水の基本的な目標
	②総合治水の推進に 関する基本的な方針	—	第3章 総合治水の推進に 関する基本的な方針
具体施策	③河川下水道対策に 関する事項	第8条 ～9条	第4章 河川下水道対策
	④流域対策に関する事項	第10条 ～37条	第5章 流域対策
	⑤減災対策に関する事項	第38条 ～50条	第6章 減災対策
必要の その他項	⑥環境の保全と創造への 配慮に関する事項	第8条	第7章 環境の保全と 創造への配慮
	⑦その他総合治水を 推進するにあたって 必要な事項	第51条 ～54条	第8章 総合治水を推進するに あたって必要な事項

第1章 計画地域の概要

【流域面積】

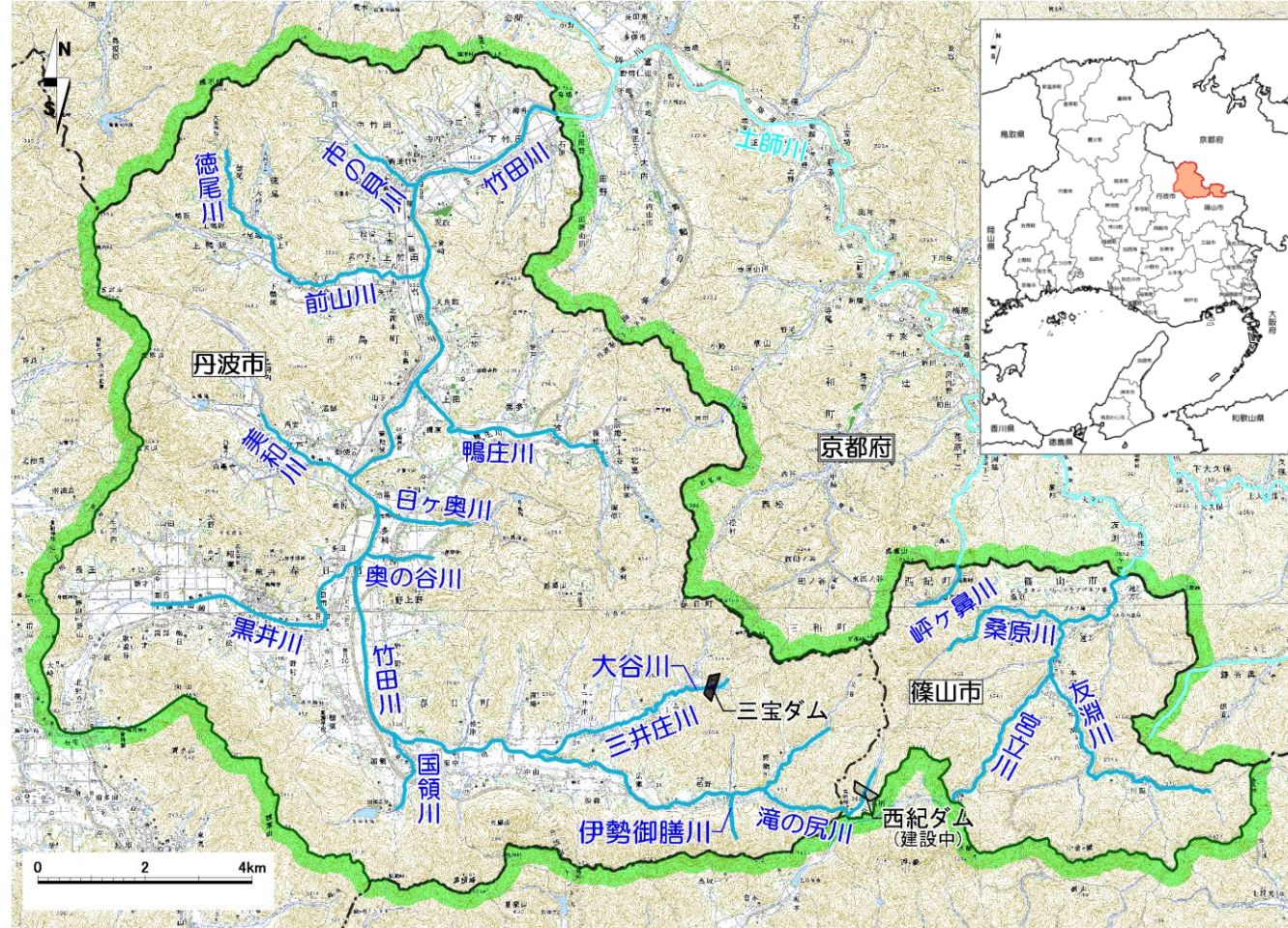
約184km²

【対象地域】

- ・ 丹波市
- ・ 篠山市

【地域特性】

- ・ 計画地域の7割以上は **山地**
- ・ 人口は、**約2.3万人**（平成22年10月現在）
- ・ 谷底平野部に**人口が集まっている**



洪水被害の発生状況

災害発生日	生起要因
S34.09.26	伊勢湾台風
S36.09.16	第二室戸台風
S37.06.08～06.11	梅雨前線による集中豪雨
S40.09.10～09.17	台風23号・台風24号
S47.09.16～09.17	台風20号
S49.09.08～09.09	台風19号
S57.08.01～08.02	台風10号
S58.09.24～09.30	台風10号
H02.09.11～09.20	台風19号及び豪雨
H07.06.22～07.04	豪雨
H07.08.30～09.01	豪雨
H08.08.26～08.29	豪雨
H11.06.22～07.04	梅雨前線による集中豪雨
H11.09.05～09.09	豪雨
H11.09.13～09.25	台風16号・台風18号及び豪雨
H16.10.18～10.22	台風23号



昭和58年9月洪水時の浸水状況



昭和58年9月洪水時の浸水状況

■ 総合治水を推進する上での課題

河川・ 下水道 対策

- 度重なる被害を受け、鋭意事業に取り組んでいるが、改修事業は長期間を要する。
- 施設能力を超える洪水の発生に備える必要がある。

流域 対策

- 間伐などの適切な施業がされていない高齢級の森林の増加などにより、流域の保水能力が低下している。

減災 対策

- 洪水時に適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識する必要がある。
- 超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加しているため、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力の強化を図る必要がある。

第2章 総合治水の基本的な目標

1. 基本目標

流域全体で防災力の向上を目指し、

河川・下水道対策 【ながす】

流域対策 【ためる】

減災対策 【そなえる】

この3本の柱とし、これらの組み合わせによる総合的な治水対策を進める。

2. 計画期間

平成26年から概ね10年

(取り組みの進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を勘案して、適宜計画を見直す。)

第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

県、市及び県民が相互に連携を図りながら、協働して総合治水を推進する。

【県の責務】……………総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施。

【市の責務】……………各地域の特性を生かした施策の策定・実施。

【県民の責務】……………雨水の流出抑制と浸水発生への備え。行政が実施する総合治水に関する施策への協力。

第3章 総合治水の推進に関する基本的な方針

1. 河川下水道対策

県が管理する河川について、「由良川水系竹田川圏域河川整備計画」に基づき、河川の整備及び維持を行う。

- 河川の整備、維持にあたっては、**河川環境等に特に留意**した上で実施する。
- 準用河川等については、総合治水を推進する県と連携して市が管理する準用河川等の整備及び維持を行う。

由良川水系
竹田川圏域河川整備計画（変更）

平成24年6月
兵庫県

由良川水系竹田川圏域
河川整備計画の表紙

2. 流域対策

河川や下水道、水路などからの溢水による浸水被害を軽減するため、以下の流域対策を実施する。

- 豊かな丹波東部地域の森林・水田・地域に備わっている**雨水貯留浸透機能を維持**する
- 学校・公園の活用やため池、水田の貯留機能の強化などにより、**雨水貯留浸透機能の回復強化**を図る。
- 豪雨時の森林からの異常な土砂流出による河道埋塞を防止するため、**森林の管理、土砂の管理**を徹底する。

3. 減災対策

人命を守ることを第一に考え、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、総合治水条例に掲げる以下の対策を進める。

① 浸水が想定される区域の指定・県民の情報の把握

② 県民の情報の把握

③ 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

④ 浸水による被害の軽減に関する学習

⑤ 浸水による被害の軽減のための体制の整備

⑥ 訓練の実地

⑦ 建物などの耐水機能

⑧ 浸水による被害からの早期の生活の再建

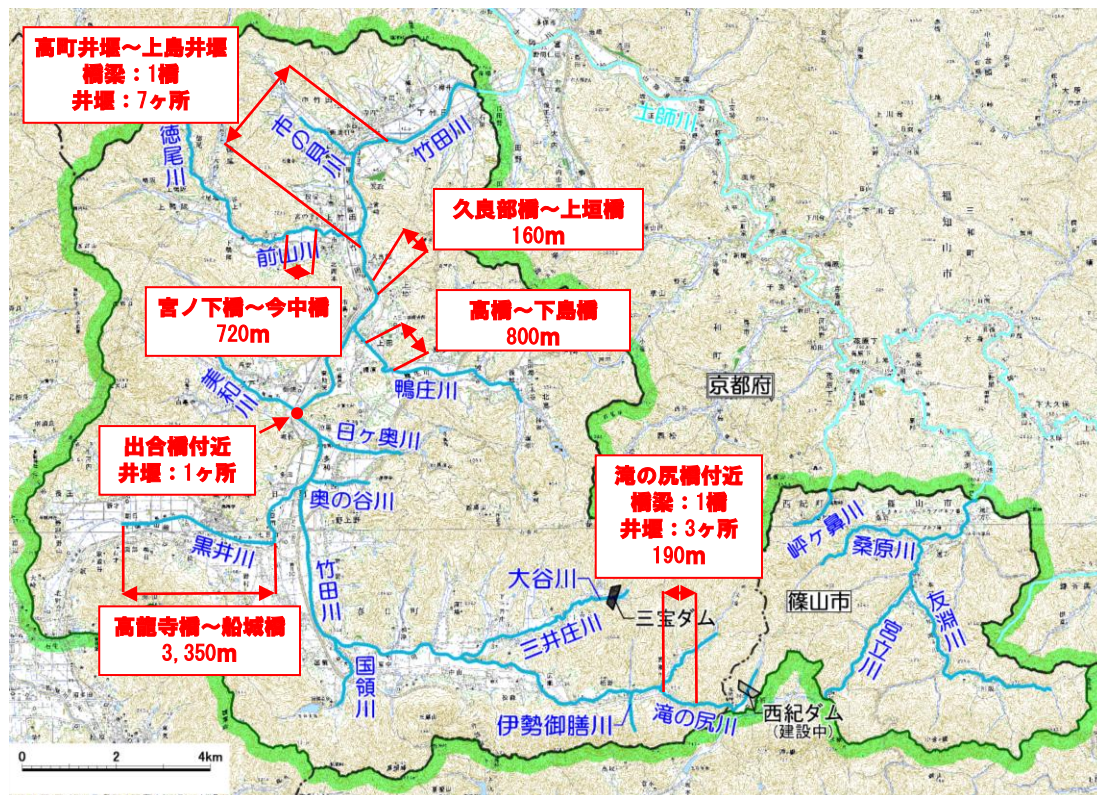
第4章 河川下水道対策

1. 河川の整備及び維持

県は、河川整備計画に位置づけられた事業を実施する。

【策定済みの河川整備計画】

- 由良川水系竹田川圏域
河川整備計画（変更）

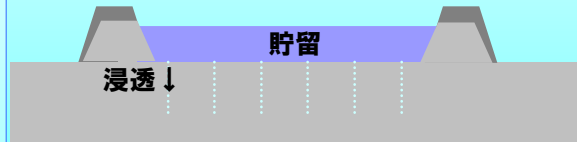


第5章 流域対策

1. 防災調整池の設置指導

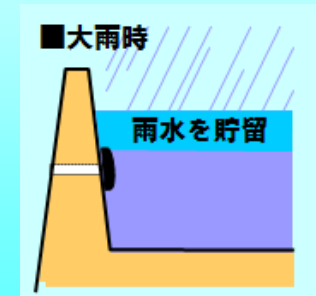


2. 雨水貯留の取組み



雨水貯留浸透機能を現に有する土地（水田、ため池等）

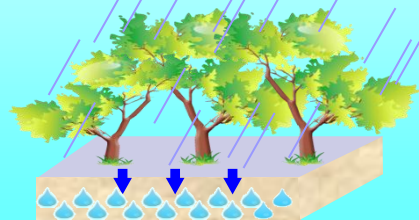
3. ダム、ため池の治水活用



4. 排水ポンプの運転調整



5. 森林等の流出抑制機能を有する土地の保全



5-1 防災調整池の設置指導

県

雨水の流出量が増加する一定規模（1ha）以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務づける。

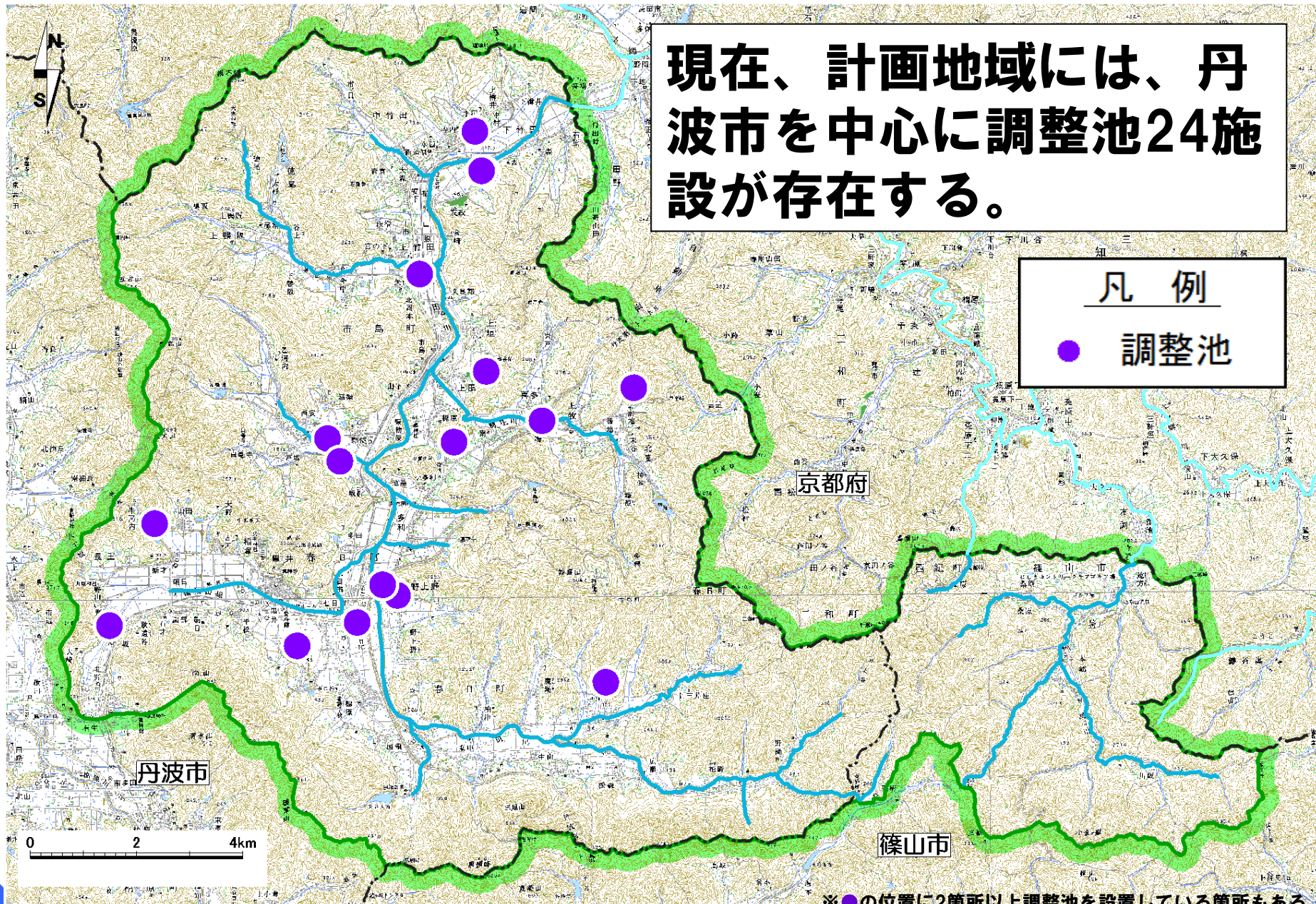
既存及び1ha未満の調整池も、必要な場合は所有者同意のうえ、適正管理を義務付ける。

重要調整池以外の調整池であって、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池について、所有者の同意を得た上で指定調整池として指定する。

機能の維持と適正な管理を行う。

調整池の所有者等

計画地域内の施設



5-2 雨水貯留の取組み

1. 学校、公園、ため池

県・市

自らが管理する学校・公園等の公共施設、ため池等を利用した貯留施設の整備に努める。

当該貯留施設の整備者と施設管理者とが管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。

県

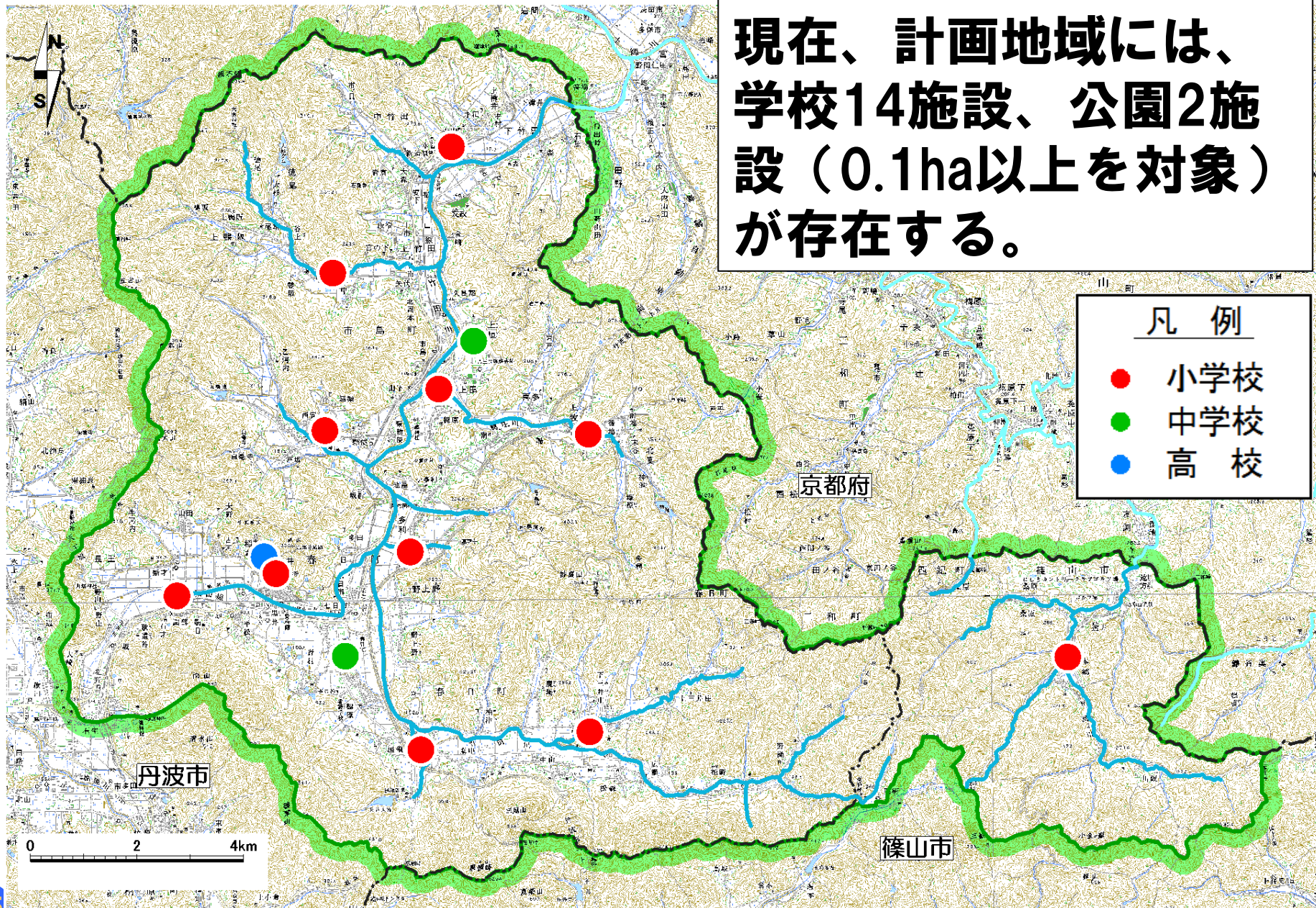
雨水貯留浸透機能もしくは雨水貯留容量を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設、指定貯水施設として指定する。

施設の所有者等

機能の維持と適正な管理を行う。

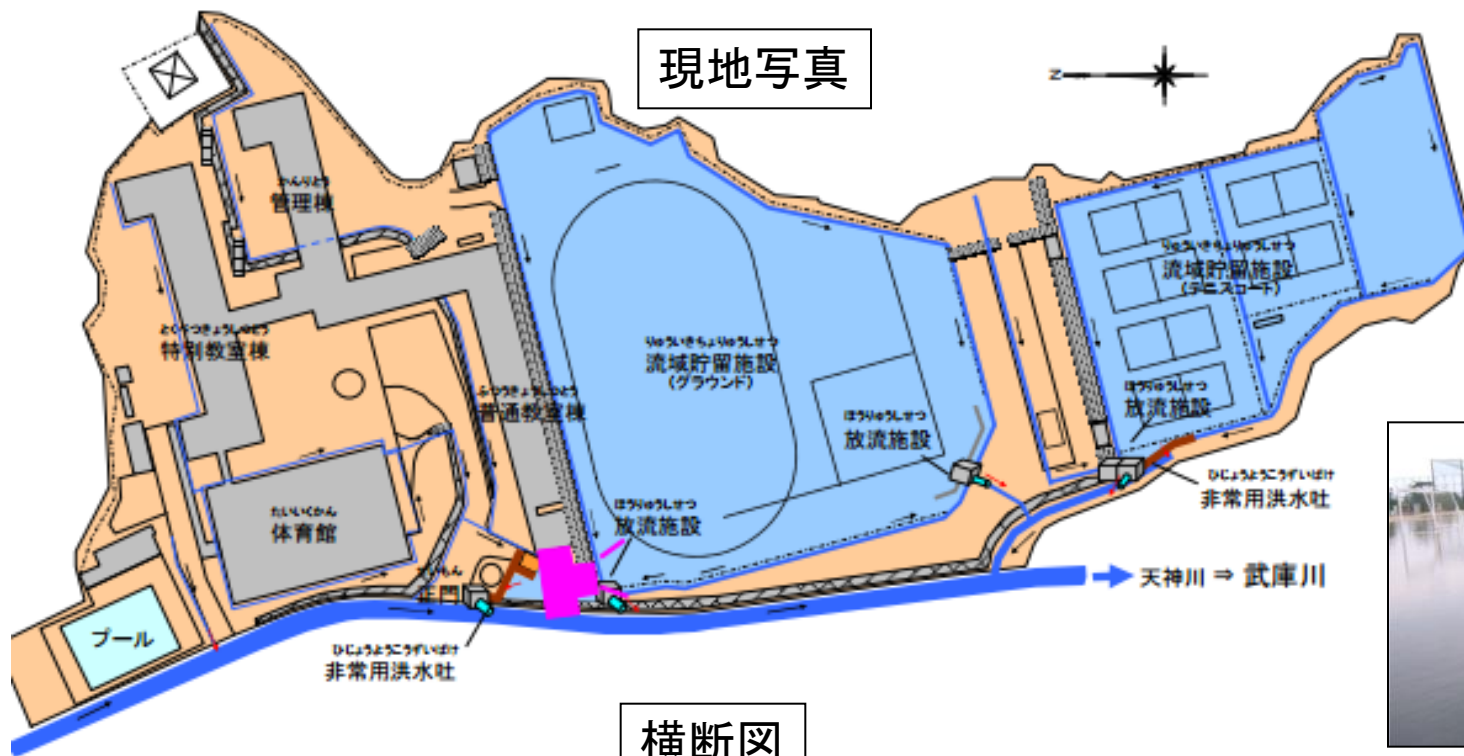
計画地域内の施設

現在、計画地域には、
学校14施設、公園2施設
(0.1ha以上を対象)
が存在する。



校庭貯留の設置事例

校庭貯留：宝塚東高校



横断図

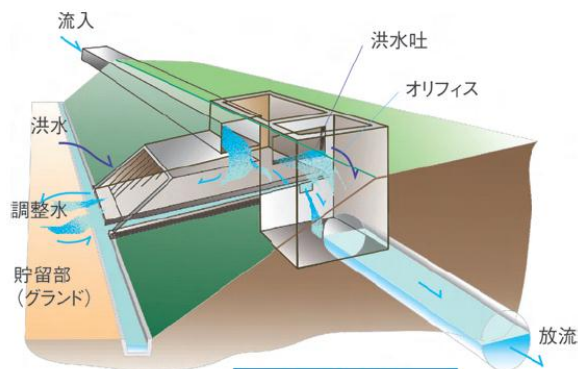


写真：湛水時

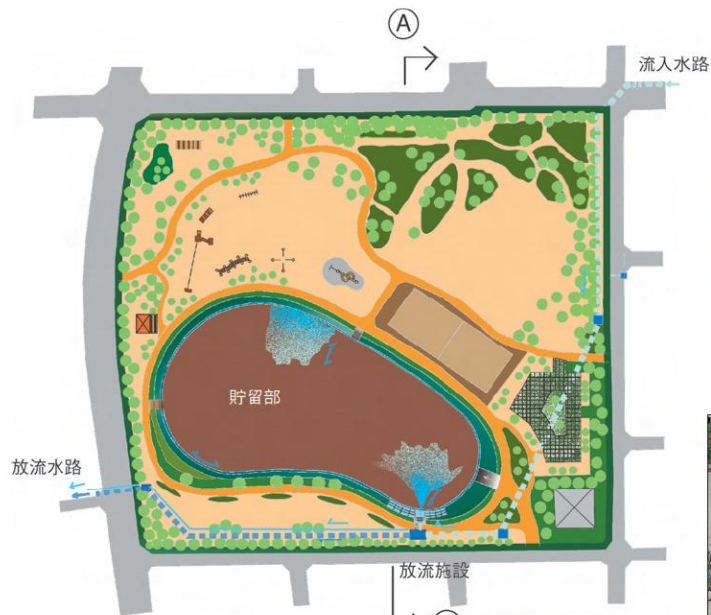
公園貯留の設置事例

公園貯留:

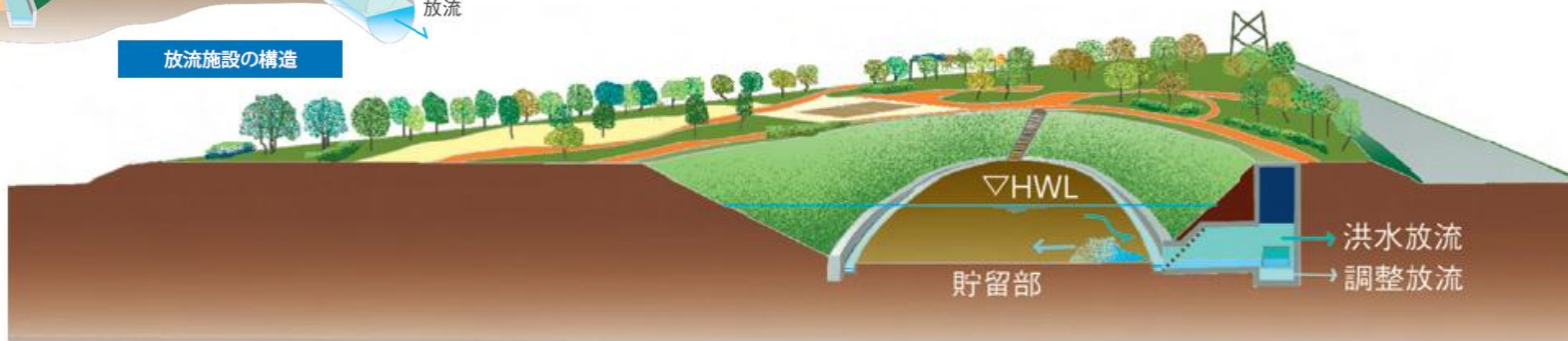
公園の一部を周囲より掘り下げ雨水を一時的に貯留



放流施設の構造



周囲より掘り下げられた貯留部



A-A断面図

■ 県営住宅駐車場貯留の事例

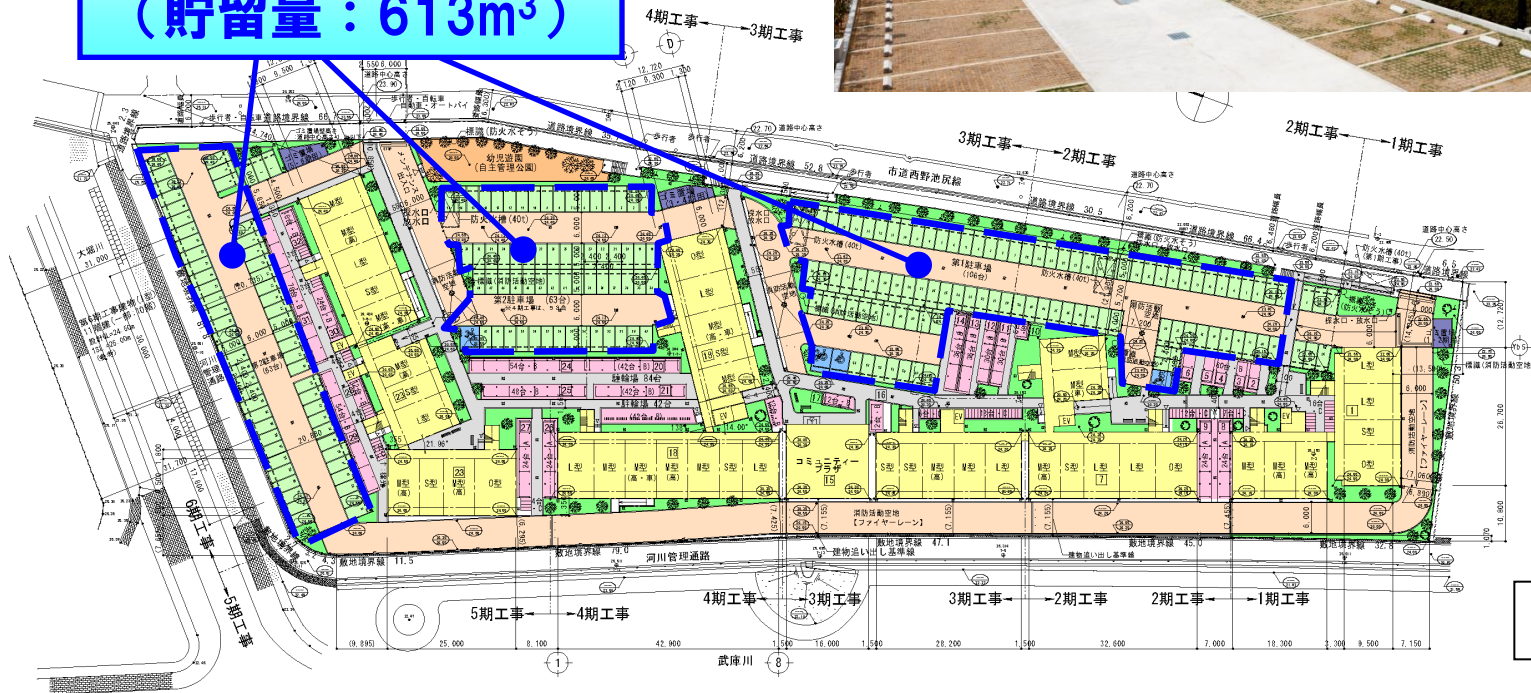
■ 県営伊丹西野第6住宅：兵庫県

大雨時には駐車場部分に
雨水を一時貯留すること
で流出を抑制



現況写真

雨水貯留部
(貯留量：613m³)



計画図

■ ため池の整備事例

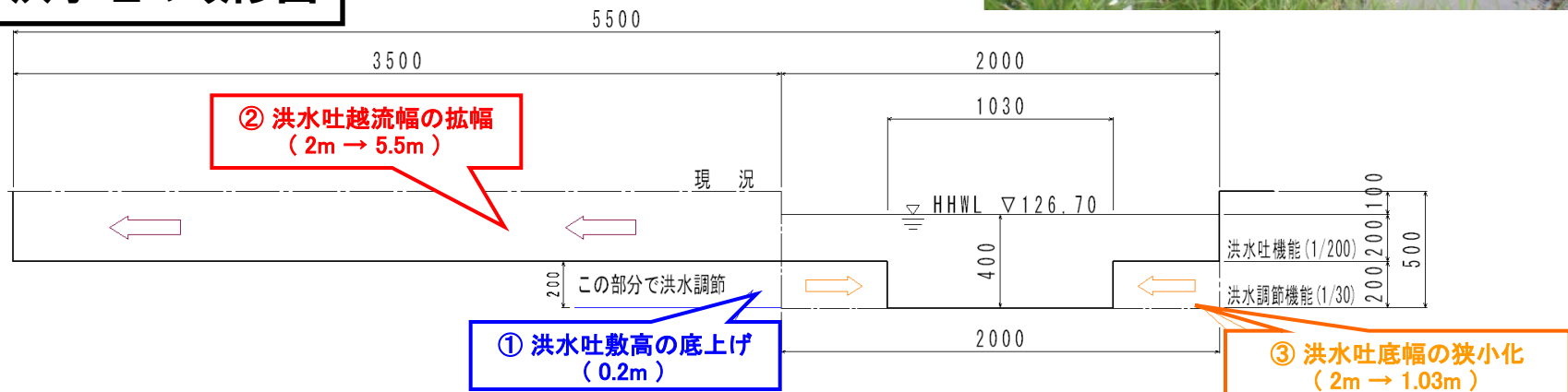
■ ため池を活用した貯留施設：

県立甲山森林公園内の「甲山なかよし池」

公園内ため池の洪水吐のみを改修し、洪水調節機能を付加

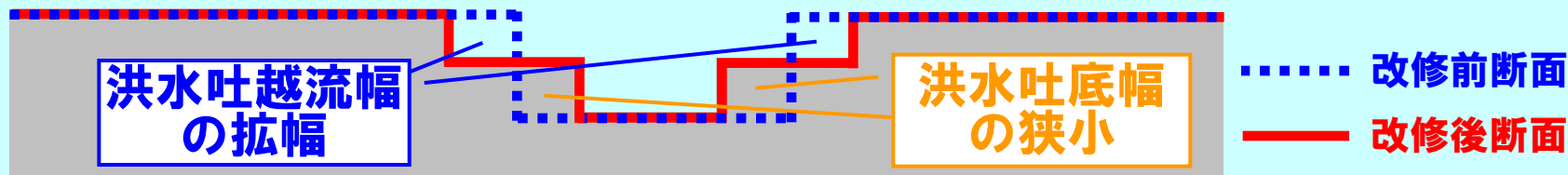


洪水吐の改修図

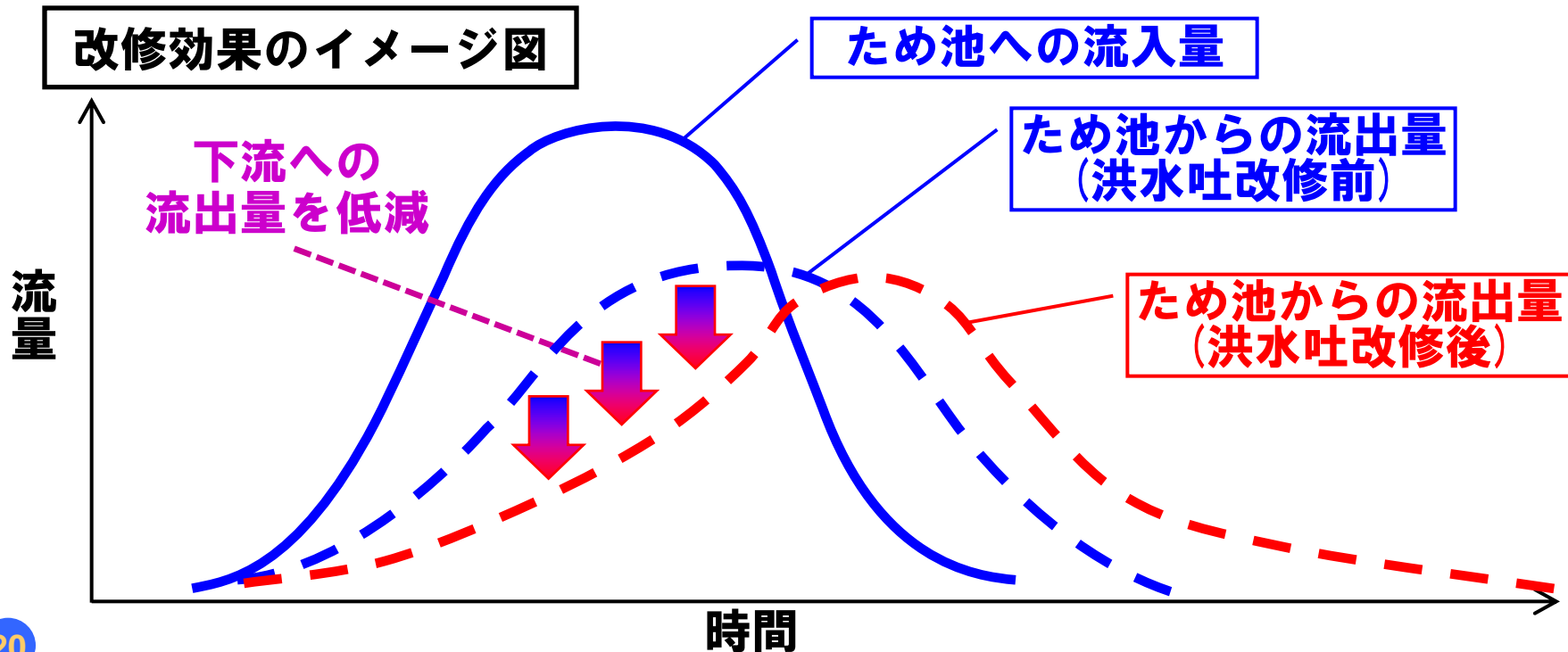


洪水吐の改修による効果

洪水吐底幅の狭小 : ため池から流出する流量を減らし、流出を遅らせる。
洪水吐越流幅の拡幅 : 上記により、ため池の水位が上昇し溢れないように、
改修前の洪水吐能力を確保する。



改修効果のイメージ図



5-2 雨水貯留の取組み

2. その他公共施設

県・市

雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組む。

県

雨水貯留浸透機能を備え、または維持することが特に必要と認める施設について、所有者の同意を得た上で指定雨水貯留浸透施設として指定する。

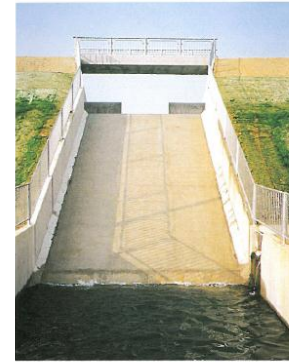
施設の所有者等

機能の維持と適正な管理を行う。

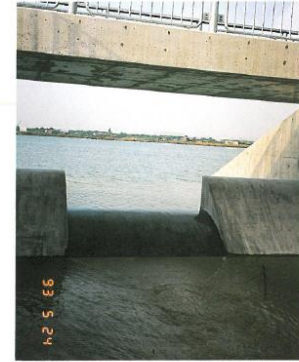
ため池事前放流の事例

兵庫県稲美町長府池・満留池・加古大池の取組 (ため池の水位下げ等)

- 下流河川(曇り川と国安川の合流地点)での浸水被害を軽減するため、台風等の大雨が予想される時には、あらかじめ、**ため池の水位を下げる取組み**を行っている。
- 上流の加古大池では、下流の浸水被害を防止することを目的に、洪水調節機能を持たせる整備が過去に実施されている。



「洪水吐完成写真」



「洪水吐越流状況」

洪水調節機能をもたせた洪水吐を設置
(加古川流域土地改良事務所)

(単位:m)

5-2 雨水貯留の取組み

3. 水田

県

集落毎に水田貯留についての説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で取り組む。



水田貯留

水田貯留の整備事例

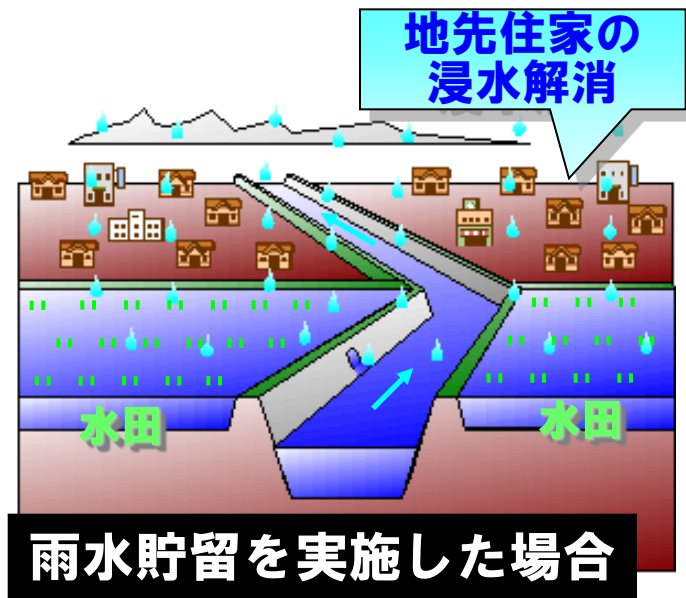
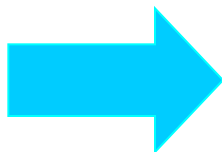
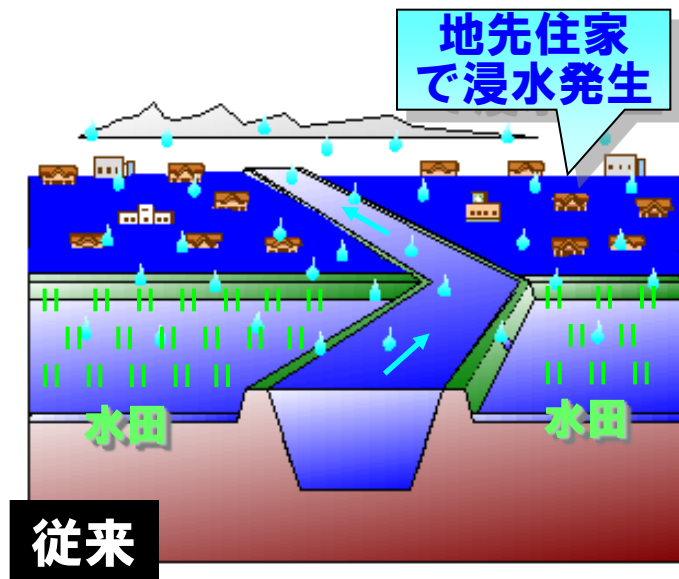
水田貯留

排水口に調整板を設置し、
水田に雨水を貯留



調整板設置イメージ図

水田の雨水貯留効果イメージ



5-2 雨水貯留の取組み

4. 各戸貯留

県民

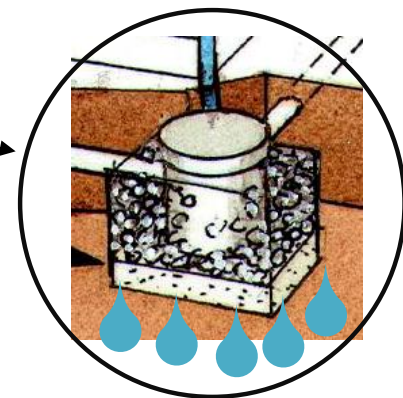
雨水貯留タンク等による各戸貯留や浸透枳(しんとうます)等の設置を推進する。
タンク等の事前放流についての意識啓発を行う。

市

タンク等の事前放流についての意識啓発を行う。



屋根に降った雨水を貯留



敷地内に降った雨を地下に浸透

5-3 ダム、ため池の治水活用

県

計画地域にあるダムの治水活用について、施設管理者の協力が得られるよう調整を進める。

ため池
管理者

事前に水位を低下させ、洪水の一時貯留などの対策を実施する。

県

雨水貯留容量の確保・維持が特に必要と認める施設について、管理者の同意を得た上で指定貯水施設として指定する。

施設
管理者

機能維持と適切な管理を行う。

5-4 排水ポンプの運転調整

施設
管理者

河川が増水し、堤防の決壊等が発生する恐れが生じている場合には、当該河川への排水を停止する等のポンプ施設の適切な操作を。

県

ポンプ施設の規模や下流域の土地利用状況、推進協議会の協議内容等から、計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を所有者等の同意を得た上で、指定ポンプ施設に指定する。

施設の
所有者等

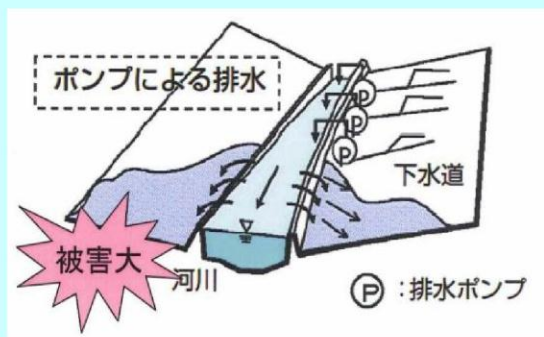
適切な運転調整を図る。

ポンプ運転調整の事例

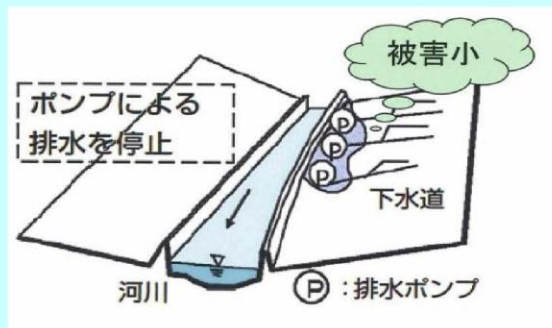
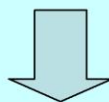
■武庫川：運転調整ルールの方策

武庫川では、排水ポンプの運転調整ルールづくりに向けて、関係市や下水道管理者とともに検討を進めている。

○激しい雨が降ったとき



洪水で堤防が決壊する恐れがある場合に、ポンプによる排水を続けると、水位上昇を助長し、堤防が決壊するリスクを高めます。



ポンプによる排水を停止すると、ポンプ場付近で下水道管から雨水が溢れますが、堤防が決壊した場合の被害に比べ、浸水被害を小さくすることが出来ます。

出典：兵庫県HP 武庫川増水時における排水ポンプの運転調整について

5-5 森林などの流出抑制機能を有する土地の保全等

県

関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める

水土保持機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。

無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。

県・市

『新ひょうごの森づくり』を推進する。

『災害に強い森づくり』を推進する。

■新ひょうごの森づくり・災害に強い森づくり

① 新ひょうごの森づくり



地域住民等による森林整備活動



里山林の再生

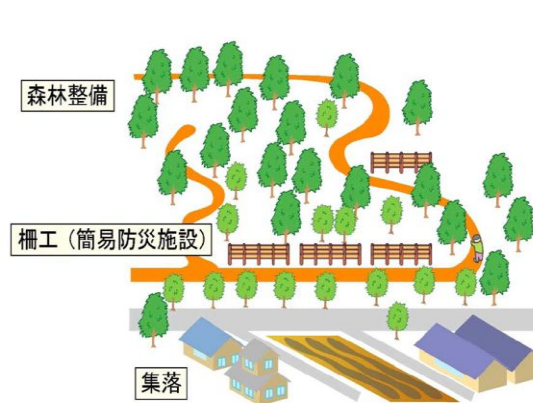
(出典：写真(兵庫県HP))

② 災害に強い森づくり

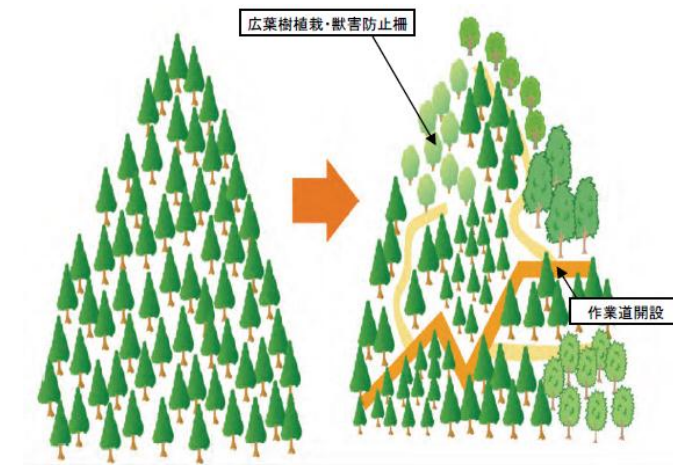
① 緊急防災林整備



② 里山防災林整備



③ 針葉樹と広葉樹林の混合林整備



第6章 減災対策

①浸水が想定される区域の指定【条例第38条】

ハザードマップ



②県民の情報の把握【条例第39条】

③浸水による被害の発生に係る情報の伝達【条例第40条】

河川監視システム



④浸水による被害軽減に関する学習【条例第41条】

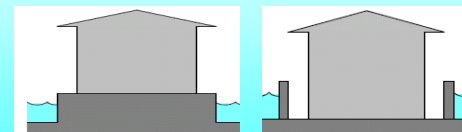
防災リーダー講座



⑤浸水による被害の軽減のための整備【条例第42条】

⑦建物等の耐水機能【条例第3節】

耐水機能



⑥訓練の実施【条例第43条】

⑧浸水による被害からの早期の生活の再建【条例第4節】

フェニックス共済



6-1 浸水が想定される区域の指定

県・市

河川・下水道・その他水路について、大雨によって氾濫した場合に、浸水が想定される「区域」と「水深」を公表するとともに、県民への周知に努める。また、現地に浸水深を表示する方法についても検討していく。

県

浸水想定区域図を関係市町に通知する。

市

ハザードマップを作成し、周知する。

① 浸水想定区域図の作成

県

全ての県管理河川の浸水想定区域図を作成するとともに、必要に応じて適宜見直しを図る。

浸水想定区域図を市町に提供する。

浸水想定区域図を「兵庫県 地域の風水害対策情報 (CG ハザードマップ)」に掲載、県民への周知に努める。

兵庫県地域の風水害対策情報(CGハザードマップ)

<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

兵庫県 CGハザードマップ
地域の風水害対策情報

アクセンビリティ・サポーター起動 ヘルプ

地域の防災情報
県民の防災意識の向上を図り、災害時に県民がより的確に行動できることを目指して、洪水、土砂災害、津波、高潮、ため池災害による危険度(浸水想定区域、危険箇所など)や避難に必要な情報を掲載しています。

平常時から災害に備えよう

身の回りの危険箇所を知ろう ~CGハザードマップ~

洪水 土砂災害 津波 高潮 ため池災害

郵便番号、住所、目標物から検索

検索

“CGハザードマップ”
にリンク (洪水)

5つの風水害から情報を得よう
(ご覧になりたい災害にマウスを合わせてください)

土砂災害

ため池災害

洪水

津波

高潮

災害時に利用しよう

観測情報

気象情報

兵庫県防災気象情報
気象庁ホームページ

リアルタイム情報

川の情報
県内各地の雨量、河川水位が見られます

道の情報
県内の規制状況が見られます

山の情報
県内各地の土砂災害危険度が見られます

海の情報
県内各地の潮位が見られます

ライブカメラの情報

河川監視
港湾監視 NEW
ライブカメラ

防災情報 ~災害について知ろう~

洪水 土砂災害

“ライブカメラ”
にリンク

登録すると、携帯メールで直接、緊急情報(地震・津波・気象警報)、避難情報等を得ることができます。

ひょうご防災ネット
<http://bosai.net/>

兵庫県防災関連情報

災害や事故に関する情報や兵庫県が進める防災対策の紹介ほか、防災データベースや国民保護に関する情報を掲載。

防災関係リンク集

モバイルサイトはこちらから
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

携帯電話からCGハザードマップの情報が閲覧できます。

このページに関するご意見・ご要望をお寄せください。
皆様のご意見を聞きながら、分かりやすいものに見直します。

“雨量・水位情報”
にリンク

防災
情報や
防災
学習も
掲載

兵庫県CGハザードマップ

兵庫県 CGハザードマップ
Hyogo Prefecture 地域の風水害対策情報

トップへ戻る

丹波市市島町梶原 付近

洪水 土砂災害 津波 高潮 ため池

浸水想定区域

シミュレーションを行った結果を、その浸水の範囲や深さについて、色分けして表示します。

想定に用いた氾濫条件を表示

洪水情報選択

浸水想定区域図

過去の浸水実績図を見る

表示・検索ツール

表示切替 住所から検索 目標から検索 周辺を検索 情報表示

全て表示 全て非表示

浸水想定区域

- 0~0.5m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 2.0~3.0m未満の区域
- 3.0~4.0m未満の区域
- 4.0~5.0m未満の区域
- 5.0m以上の区域

浸水想定検討対象河川

浸水想定検討対象河川

避難所

避難所

リアルタイム情報

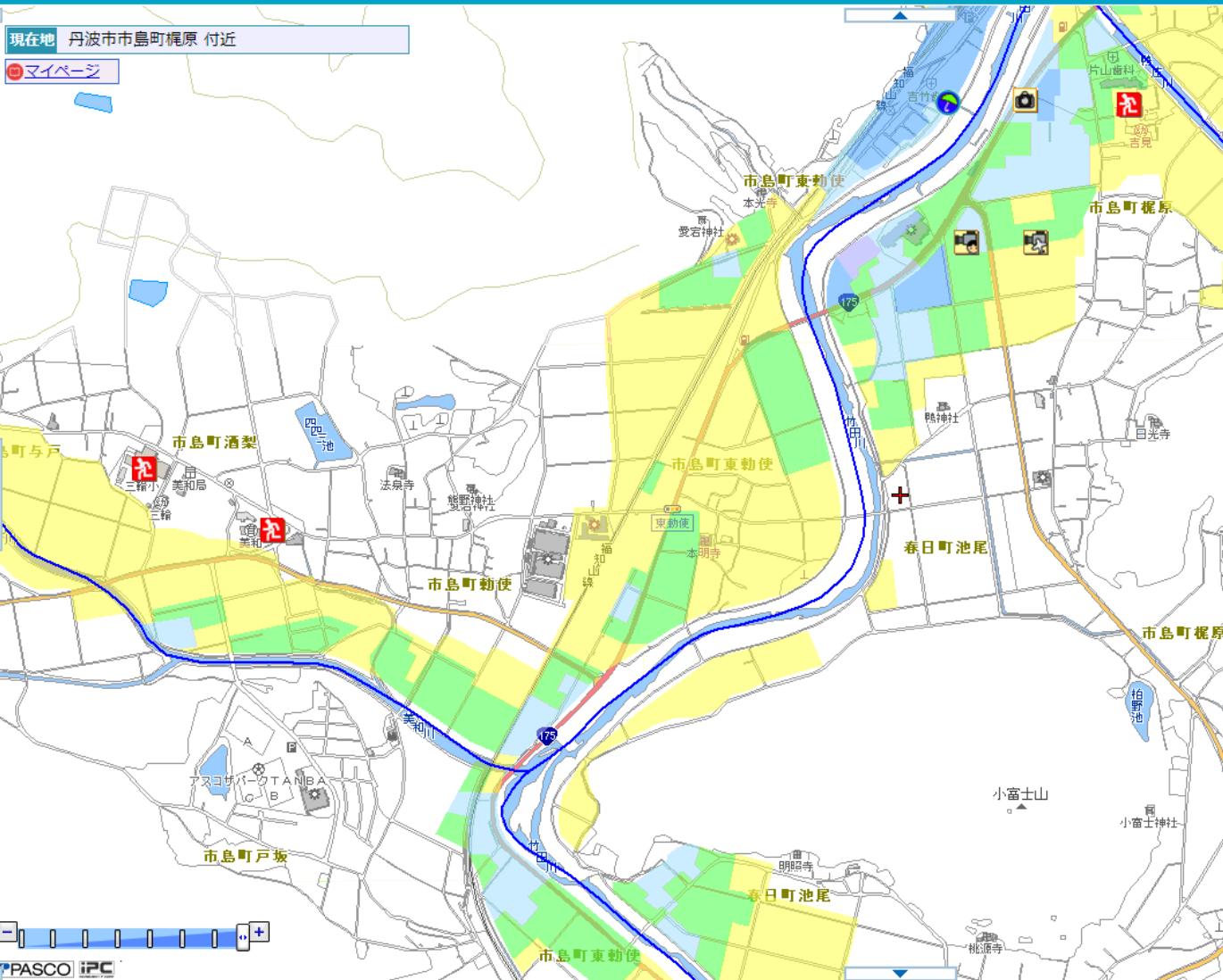
- 水位観測所
- 雨量観測所
- 潮位計
- ライブカメラ

洪水イメージCG

- フォトモンタージュ
- 3次元動画 (陸から)
- 3次元動画 (空から)

Nコードメッシュ

Nコードメッシュ



PASCO iPC

広域図

1/160000

1/80000

1/40000

6-1 浸水が想定される区域の指定

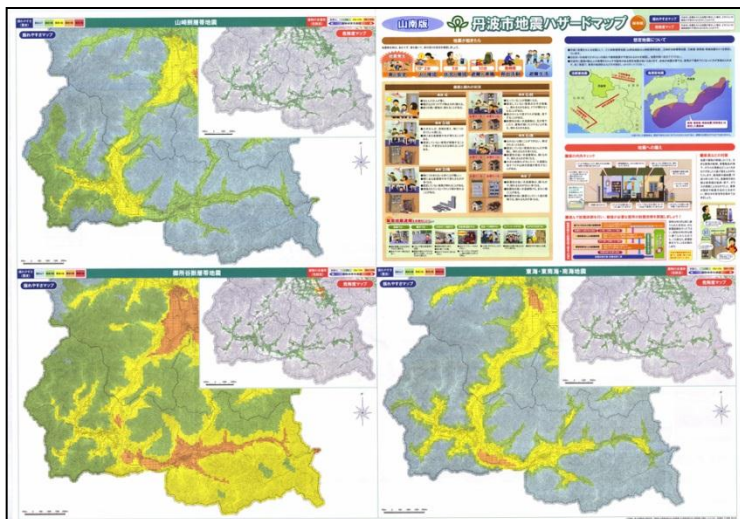
② ハザードマップの作成・配布

市

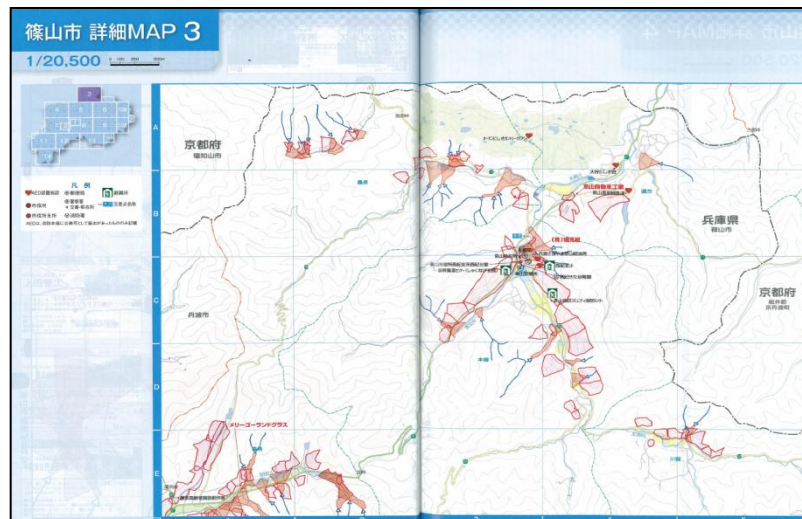
県から提供された「浸水想定区域図」をもとに、これに避難所の位置などの防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成・配布するとともに最新の情報を反映するよう努める。

県

ハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行うことを検討する。



丹波市地震ハザードマップ（※浸水想定区域も表示）



篠山市ハザードマップ

6-1 浸水が想定される区域の指定

③ 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ

市

過去の災害を忘れないために、実績浸水深を公共施設等に明示することに努めるとともに、浸水実績がない、あるいは不明の場合には想定浸水深を表示することに努め、現地において浸水時の状況をイメージするための一助とする。

県・市

地先での実績浸水深あるいは想定浸水深の簡易な表示方法についても今後検討していく。

ハザードマップ等を活用しながら、我がまちを歩く体験型講座を開催するなど、県民が水害リスクを知る機会を数多く提供しよう努める。

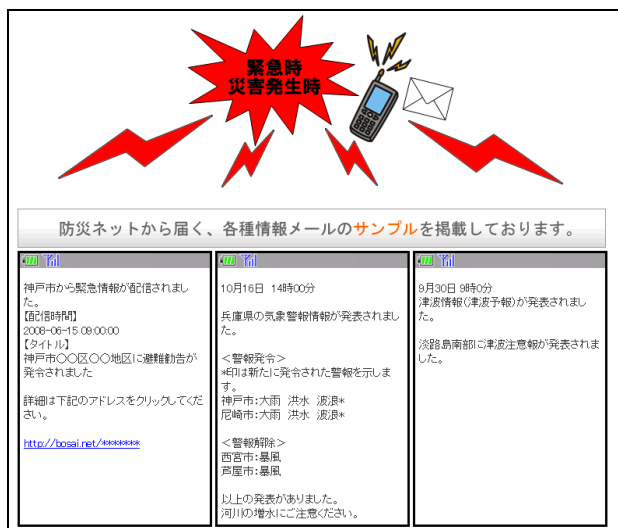
6-2 県民の情報の把握

県民

県や市から発信される防災情報を収集し、水害リスクに対する認識の向上に努める。

県・市

携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、県民に直接、気象情報や避難情報等届ける「※ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。



ひょうご防災ネットのイメージ

※ひょうご防災ネット

ラジオ関西が構築した携帯ホームページネットワークで、携帯電話のメール機能を利用して、気象警報や河川情報、避難情報、災害情報等の緊急情報を登録者に直接配信するシステム。

PC版 HPアドレス:

<http://bosai.net/regist/>

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

県・
市

県民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。

市

水防計画への反映やフェニックス防災システムの増設等、提供された情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

県民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実に努める。

県民

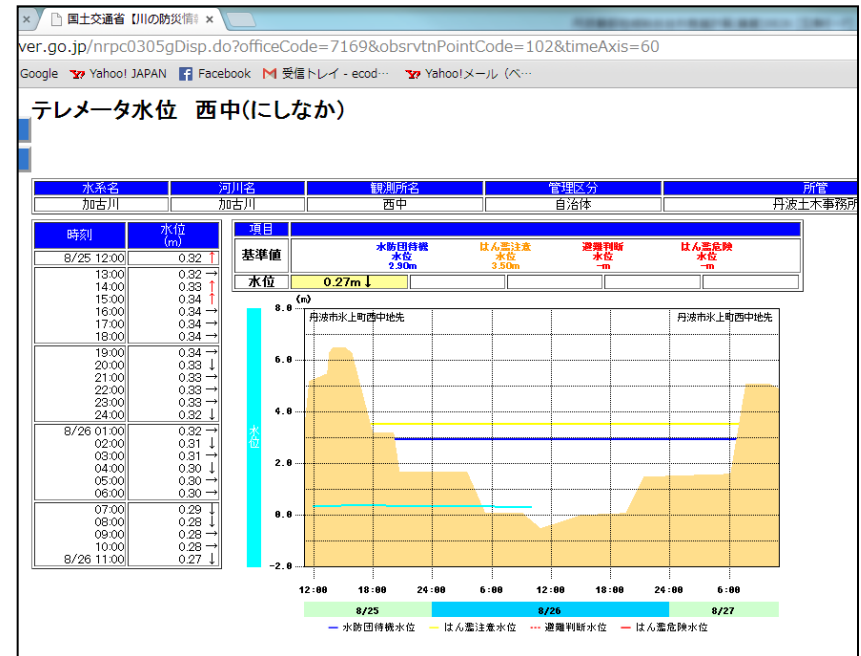
情報の把握するとともに、他者への伝達により、自ら・それぞれの安全の確保に努める。

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

① 雨量・水位情報

県

県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報を県のホームページ「兵庫県 地域の風水害対策情報 (CG ハザードマップ)」を通じて発信する。



河川水位のリアルタイム観測情報例 (川の防災情報)

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

② 河川監視画像（インターネット・ケーブルテレビ）

県

洪水により甚大な被害が予想される個所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部などに河川監視カメラを設置しその画像を県民や市町村へ配信しリアルタイムに河川情報を提供することにより早期警戒避難を支援する。

兵庫県 河川監視システム

携帯電話でもカメラ画像を見ることができます。携帯画面はこちら

丹波土木事務所

地図画面
防災カメラ一覧
マルチモニター画面
全カメラ画面

気象・災害情報
丹波市の天気予報
福知山市の天気予報
日本気象協会「台風」
日本気象協会「地震」
日本気象協会「津波」

リンク
兵庫県防災気象情報
兵庫県CGガードマップ
川の防災情報（兵庫県北播丹波）
川の防災情報（携帯電話用）

兵庫県 河川監視システム

モニター場所 上田（丹波市島町上田）

01144 2013-06-23 13:52

水位表

時間	水位 (m)
08/23 13:00	-0.39
08/23 12:00	-0.33
08/23 11:00	-0.25
08/23 10:00	-0.25
08/23 09:00	0.25
08/23 08:00	-0.27
08/23 07:00	-0.25
08/23 06:00	-0.25
08/23 05:00	-0.25
08/23 04:00	-0.24
08/23 03:00	-0.25
08/23 02:00	-0.24

現在の水位

柳橋

0.5m
1.0m
1.5m
2.0m

橋げたまで4.81m

▽：現在水位

位置図

凡例
水位上昇中
水位下降中
水位変化なし

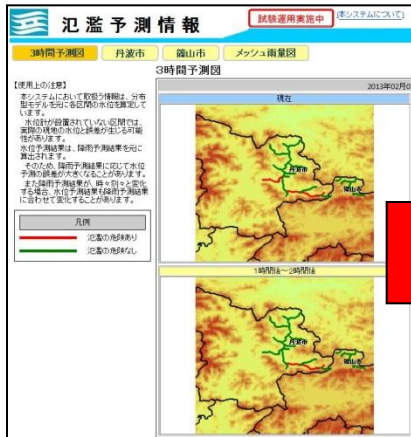
兵庫県 河川監視システム 竹田川（上田付近）

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

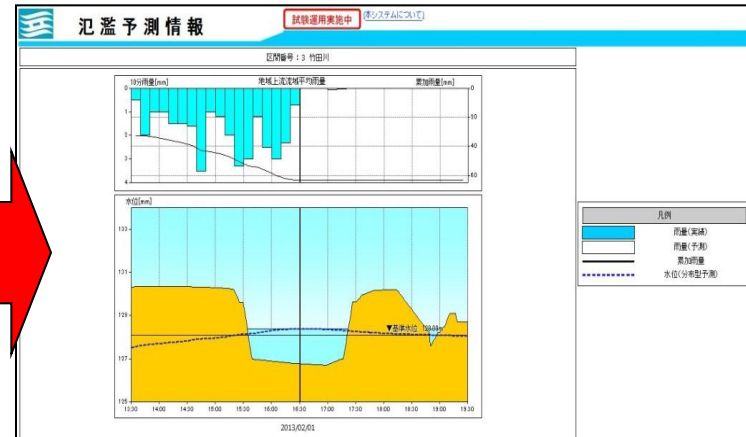
③ 氾濫予測システム

県

市が県民に対して実施する避難勧告等を的確に判断するために必要な情報提供の一環として、河川水位の予測、氾濫予測を実施しその結果を「フェニックス防災システム」を通じて市等の防災関係機関に提供する。



詳細図面を表示



- ・ 地図の拡大表示が可能
- ・ 地図上をクリックすると評価地点の水位グラフを表示

6-3 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

④防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、ホームページ等

市

県民が避難行動等を適切に判断できるよう、詳しくわかりやすい気象情報や避難勧告・避難指示等の情報を迅速かつ正確に伝達するため、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット放送局「ひょうごチャンネル」、ホームページ等を活用し、積極的に情報発信を行う。

6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

県民

災害時に的確な避難ができるよう、防災リーダーの育成や防災マップの作成などにより、浸水被害対策の重要性を認識し、自主防災組織等の活性化を図るなど、「自助」「共助」の取り組みを進める。

(1) 人材の育成

県・市

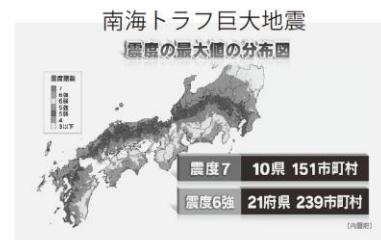
行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。

ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。

受講者募集

平成25年度 ひょうご防災リーダー講座

この講座は、地域防災の担い手となるリーダーの養成講座です。今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、より実戦的な防災講座を開講します。



募集・申込み締切
平成25年9月20日 必着

兵庫県

ひょうご防災リーダー講座

6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

(2) 研修の充実

県・市

行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。

地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。

(3) 自主防災組織の結成推進や活性化

県

地域防災力向上のため、自主防災組織等が主体となり実施する事業や、地域と学校が連携して実施する防災訓練などの取り組みを支援する。



ひょうご安全の日推進事業 助成制度のご案内

117は忘れな。震災の教訓を後継する事業を応援します。
ひょうご安全の日推進委員会は、(国)に対して震災記念21世紀研究機構の協力を得、県民グループ、民間団体等による「防災文化センター」をテーマに、震災の教訓を後継する取り組み、117の日の中で被災地に貢献し、災害文化の定着に貢献する事業を実施します。

◎対象となる期間
平成26年4月1日～平成26年3月31日
◎第1期・・・4月～6月に開始する事業
◎第2期・・・7月～10月に開始する事業
◎第3期・・・11月～3月に開始する事業
※但し、一事業あたりの対象となる実施期間は最長4ヶ月間。

◎対象となる団体
団体規約等を通じ、事業責任者、会計責任者等を明確にしている団体
NPO、自主防災組織、実行委員会、学芸グループなど
町内会・町民会、会、町内会等での活動が中心で、災害文化の定着に貢献する事業を実施している団体、被災地支援活動が中心である。

◎対象となる事業
① 震災で学んだ教訓の継承と発信
震災教訓ハンドブックの作成、住宅の耐震化・家主の転倒防止普及啓発、安全・安心をテーマとしたワークショップなど
② 災害への備えや対応についての実践的学習
東南海・東南海地震の巨大地震・津波に備える防災訓練、まちの安全点検ワークショップ、高齢者シニア等での避難訓練など
③ 復興の過程で積み上げられた教訓の継承と発信
復興まちづくりワークショップ、おがみまち復興の学びの作成、地域再生によるワークショップ、自治体職員研修ワークショップなど
④ 犠牲者の追悼、震災の追悼行事
追悼音楽・演劇会、震災追悼上林会、写真・絵画展、震災時のまちの様子や生活を記憶して語り、震災を伝えるワークショップなど
⑤ 震災以降の災害を記憶するための取り組みの共有と発信
県内外の被災者支援活動報告会、県内外の被災者支援活動報告会、震災の被災者支援活動報告会、震災の被災者支援活動報告会など

◎対象となる開催地
原則として兵庫県内

【補償項目】
◎住宅の耐震化に係る費用
◎県内安全対策委員会の取組防止の費用
◎地域、学校における防災学習の費用(地域と学校の連携)
◎実践的な防災訓練の実施
◎「みんなで助けよう」防災啓発活動
◎日本赤十字社救災救済部の震災事業支援委員会など

ひょうご安全の日
推進事業助成制度

6-4 浸水による被害の軽減に関する学習

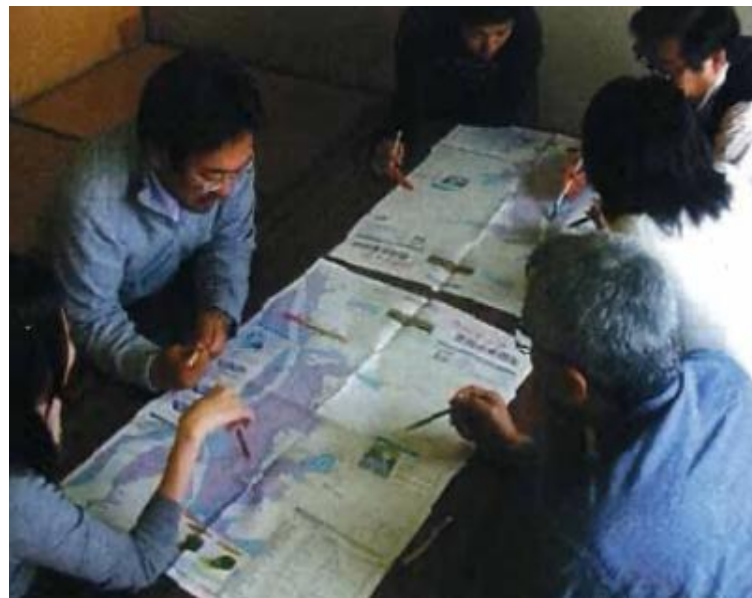
(4) ハザードマップの一層の利活用と県民の知識の啓発

県・市

作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、県民が被害に遭わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。

市

過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域の県民自らの手で地図に記載する「手づくりハザードマップ」の導入を推進する。



手作りハザードマップの作成状況
イメージ写真

6-5 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(1) 水防活動への支援

県・市

水防活動への支援に関する取り組みを推進する。

(2) 広域的な避難を含めた避難先の指定等

県

県民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。市は、隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互に活用することについて検討を進める。

市

避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。

6-5 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(3) 共助の取り組みの推進

市

作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で県民同士が助け合う取り組みの推進に努める。

災害時にも避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 協定締結に関する取り組み

市

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう平時から応援協定の締結や民間事業者などとの幅広い連携体制のさらなる構築に努める。

6-6 訓練の実施

県・市関係機関

ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」を毎年、増水期前に開催し、重要水防箇所の見直し等に関する情報の共有を図る。

県・市

大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。

6-7 建物等の耐水機能

県民

敷地の地形の状況や市町が配布するハザードマップ等を確認し、自らが所有する建物等に浸水が見込まれる場合は、敷地の嵩上げや遮水壁の設置、電気設備の高所配置など、耐水機能を備えることに努める。

県・市

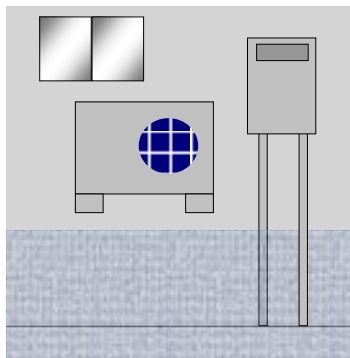
公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。

県

防災拠点としての用途を有する建物など耐水機能を有することが特に必要と認める建物等について、所有者の同意を得た上で指定耐水施設として指定する。

耐水機能の主な例

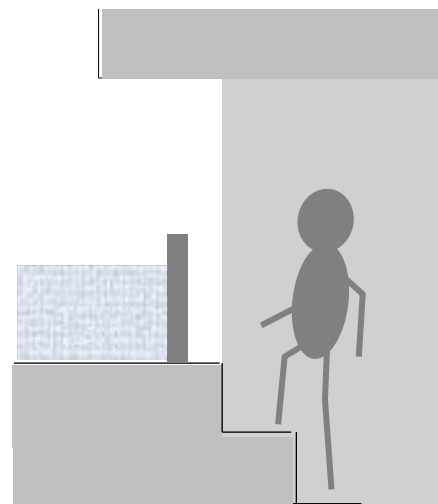
■ 電気施設の高所設置



■ 敷地の嵩上げ



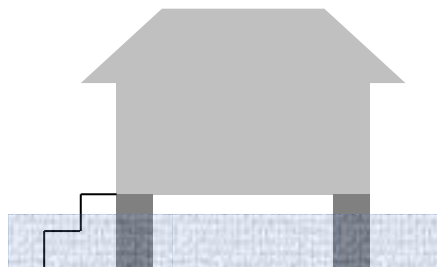
■ 遮水壁・板の設置 (地下街)



■ 遮水壁・板の設置



■ 建物の高床化 (ピロティー形式)



6-8 浸水による被害からの早期の生活の再建

県・市

「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の加入促進に努める。

県民

共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。

※フェニックス共済

- 阪神・淡路大震災を契機として、貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助による住宅再建支援の仕組みとして県が創設。（H17～）
- 年額5千円の負担で、最大600万円（住宅再建）を給付。
- 洪水、豪雨の他地震、高潮、津波等あらゆる自然災害が対象。
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。

住宅再建共済制度
家財再建共済制度
個人向け
加入申込書付

自然災害から「住まい」「家財」を守る
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合いの制度

住宅再建共済制度
年額5,000円で
最大600万円の給付!

家財再建共済制度
年額1,500円で
最大50万円の給付!

県内にお住まいの皆さまへ
安心の兵庫県の共済へご加入を!

兵庫県
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金
078-362-9400 受付時間 9:00-17:00 FAX 078-362-9405
078-362-4339 FAX 078-362-4415

第7章 環境の保全と創造への配慮

県

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念や基本方針に基づき、河川整備を行う。

「生物多様性ひょうご戦略」を踏まえて、生物多様性の保全に配慮した川づくりに取り組む。

流域対策を実施する際にも、自然環境、生物環境、景観などに配慮した事業を行う。

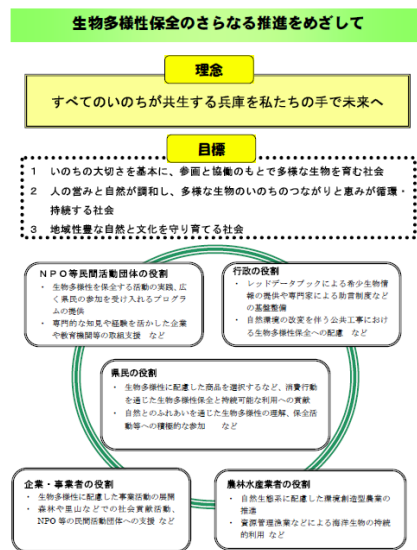
「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針



推進方策

1. 参画と協働の推進
2. 河川情報の体系的な整備
3. 川づくりの意識と技術の向上

「生物多様性ひょうご戦略」の理念と目標



第8章 総合治水を推進するにあたって必要な事項

県
・
市町
・
県民

丹波東部（竹田川流域圏）地域総合治水推進協議会は、本計画策定後も存続する。

社会情勢の変化、県及び市の行財政の動向等を勘案し、計画対象期間の中間（概ね5年）に、計画の進捗状況の検証、その他計画全体の総点検を行う。

県

計画の進捗状況を協議会へ適宜報告する。